

# 地方公共団体の監査機能に係る課題について

# 昨今の不適正な会計処理等の主な事例

出典：各団体HPに掲載されている報告書等を基に総務省において作成。

	岐阜県	大阪府
事案の概要	平成4年度から平成15年度までの12年間に検出された不正資金は、総額約17億円。うち、職員組合にプールされた分は、約2.7億円。 返還総額は、利息を含め約19.2億円。	大阪府及び地方独立行政法人の23所屬において不適正な会計処理による現金等(総額約6,880万円)の保管、費消、検出が判明等したもの。
事案の背景・原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規の予算には計上できないが、当時の県の各所屬の業務を遂行していくために必要と考えられていた費用(たとえば官官接待費用、土産代、予算措置が講ぜられなかった備品等の購入費用等)を検出する必要性があったこと(資金づくりはこのような費用に充てるための必要悪という意識があったと考えられる)</li> <li>・ いわゆる予算使い切り主義の予算執行が行われていたため、予算を年度内に使い切る必要があったこと(予算を全額使わず、これを余して返還することになれば、次年度の予算が減らされる可能性が高く、また、その担当者の予算見積り甘さを指摘される可能性もあったこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の公金意識の欠如、歴代の総務担当者が裏金を引き継ぐ一部の職場の慣習、職場で「おかしい」といえる環境でないなど、府民感情とはかけ離れた府の体質が、今回の根本的な原因であると考えられる。</li> <li>・ 平成9年の事件を機に、反省してやり直そうという強固な意志を持たなかったこと、平成9年の改善策が守られておらず、その進行状況も把握されないまま放置されてきた組織の体質も、原因のひとつと考えられる。</li> <li>・ 修理や故障といった緊急の対応等や、地域における社会的付き合い等についての予算措置がないことも、裏金を生み出す要因になっていると考えられる。</li> <li>・ 職員の中では、たまたま巡り合わせが悪かったと反省のかけらもない職員がいる限り、再び起こる体質がある。</li> </ul>
監査委員による監査への評価等	<p>監査委員としては、今回、資金調査チームの調査により、平成6年度まで県組織のほぼ全体にわたって不適正な経理による資金づくりが行われており、当時、県組織全体で巨額の不適正資金が存在したことが明らかになったことを、重く受け止めている。</p> <p>また、各所屬で保管されていた資金の存在が表面化することを避けるために、平成10年度以降、資金が県職員組合に集約されたが、これらの行為は県民からの県政への信頼を損なうものであり、非常に残念なことと考えています。</p> <p>監査委員監査において、これまでこうした不適正資金の存在を発見できなかったことについて、大変申し訳なく思っています。</p>	<p>監査委員事務局、出納部局が全く機能を果たしていないことも、要因の一つとなっている。</p>
監査制度に関する主な改善策等	<p>○実効性の強化 ～監査委員の増員、定期監査の強化と着実な実施、特別監査の拡充と機動的対応、外郭団体・指定管理者等への監査の強化</p> <p>○独立性の確保 ～監査業務の第三者への委託、事務局体制の見直し、監査能力の向上、知事に対する提言</p> <p>○透明性の向上 ～監査結果の全面公開、監査業務の広報・広聴、県政に対する意見・苦情への対応、包括外部監査人等との連携強化</p>	<p>○ 監査・検査における会計事務専門家の導入(20年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査・検査の機能充実を図るため、改革検討会において会計事務専門家の関与(具体的業務内容、活用形態等)について検討を進め、平成20年度から会計事務の専門家(公認会計士)を導入する。</li> </ul> <p>○ 監査・検査の連携強化(19年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員事務局と会計局の連携強化を図るため、監査・検査の日程調整や結果の情報交換に加え、双方が実施する研修について相互参加を行う。</li> <li>・ 監査・検査の役割分担と連携方法について、検査・監査改革検討会の場等を通じて検討を進める。</li> </ul>

	長崎県	宮崎県
事案の概要	消耗品を購入したように見せかけて代金を支払い、後に必要に応じて請求内容と違う備品や消耗品を納入させるいわゆる「預け」等の物品調達に関連した不適切な事務処理が行われていたもの。	物品の納品なしに代金名目で一定額を取引事業者支払い、後の物品購入等の代金として、取引事業者管理させる「預け」や、消耗品等の発注を行い、その支払った金額で発注と異なる物品等を購入する「書き換え」等の物品購入や金銭等の取扱いに関する不適切な事務処理が行われていたもの。
事案の背景・原因等	今回の問題の背景には、職員の遵法意識や公金意識という公務員として最も基本的な資質の欠如が温床となったと言わざるを得ない。また、県のそれぞれの組織、管理監督責任が十分に機能していたのかということを含めて振り返ってみる必要がある。	職員の公金意識やコンプライアンス(法令遵守)意識が希薄であったこと、「預け」や「書き換え」をやむを得ないものとして安易に踏襲する組織風土があった。
監査委員による監査への評価等	財務に関する事務の執行などを監査する機関として長年預け問題を見逃していたことにつき責任がある。	財務に関する事務の執行などを監査する機関の代表として、不適切な事務処理が行われていたという結果に対して責任がある。
監査制度に関する主な改善策等	<p>1 監査委員及び事務局員監査、出納局指導検査の充実・強化</p> <p>(ア) 特定課題についての実施等監査手法・実施方法の見直し</p> <p>通常の監査に加え、特定の課題に絞って専任の職員による監査を実施するとともに、特に物品等については、執務室への立ち入りの上検証を実施し、これまでの指導的観点からの監査に加え、摘発的な観点も入れた厳正な監査を実施する。</p> <p>(イ) 公認会計士、税理士等の活用による監査の専門性の向上</p> <p>公認会計士とアドバイザー契約を締結し、監査実施方針の策定や監査手法の見直し検討時における助言、事務局員監査への同行による事務局員への指導等を実施する。</p> <p>(ウ) 研修の充実等による監査能力の向上、プロパー職員の養成</p> <p>計画的な年間研修プログラムを策定し、専門研修の受講機会を確保充実するとともに、意欲のある若手職員を選抜し、自治大学校が実施する長期研修へ積極的に派遣する。</p> <p>(エ) 物品調達に特化した臨時の出納局指導検査の実施(事前実施通知なし)</p> <p>物品調達事務に特化した監査的な視点を持った臨時の抜き打ち検査を実施する。</p> <p>2 外部監査制度の活用検討</p> <p>地方自治法の規定による外部監査契約(包括外部監査、個別外部監査)に基づく監査の定期的な実施について検討を行う。</p>	<p>チェック体制が有効に機能しているか等の内部統制に関する監査を強化するとともに、予算の執行及び物品の管理に関し、対象所属や対象事項等を重点化して監査を実施する。</p> <p>また、監査指摘事項の実効性を確保するための方策を検討する。</p>

	大阪市
事案の概要	<p>カラ超勤、ヤミ退職金・年金、さらに市民の理解と納得が得られない福利厚生関連の公金支出の実態が明らかになったもの。</p>
事案の背景・原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福利厚生は一般に既得権益と捉えられ、見直しがされにくい分野である。特に公務員の場合、かつて給与が民間水準を大幅に下回った時代に賃金の補填手段とされてきた。</li> <li>・ 制度の全体を掌握し、あるべき姿と現実のずれをチェックする部門・機関が存在しない。</li> <li>・ 職員のニーズを定期的に調査したり、市民の常識に照らして、メニューや金額を定期的に見直す仕組みが存在しなかった。</li> <li>・ 予算書・決算書は、個別の事業・メニュー別になっておらず、人件費だけでなく物件費・事業費などに分散して計上されてきた。即ち、基礎的な情報公開がされておらず、外から実態を把握し、またチェックすることが困難な仕組みになっていた。</li> <li>・ また、市役所は職員に対して、負担(掛金)と公金支出(補助)と受益の関係を十分に説明してこなかった。そのため、職員においても市民の視点からみて妥当な受益かどうかを自ら問い直すという問題意識が生まれなかった。</li> </ul>
監査委員による監査への評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ このたびの厚遇問題の是正については、監査委員による監査が相応の機能を発揮したといえるが、そもそも監査委員は住民監査請求がなされなくても、自ら積極的に監査をなしうる権限を持っているのであり、それにもかかわらず、長期にわたり実施されてきた数々の厚遇に何らメスを入れることができなかったことは看過しえない問題である。</li> </ul>
監査制度に関する主な改善策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査内容の質的向上</li> <li>・ きめの細かい監査の実施</li> <li>・ 監査の実効性の向上</li> <li>・ 市民にわかりやすい監査の取組状況・結果の周知</li> </ul>

# 会計検査院決算検査報告等において指摘されている不適正経理の事例と主な発生要因

(会計検査院決算検査報告及び各都道府県が公表している報告書等を踏まえ、不適正経理の事例及び発生要因をとりまとめたもの)

## 1. 問題とされた不適正経理の事例

### 事例①：不適正な会計処理（公務に必要と認められる物品等の購入）

不適正な会計処理（「預け」「一括払」「差替」等）を行った上で、公務に必要と認められる物品等を購入した事例（支出命令の内容と実際に納入物品が異なる。）

### 事例②：私的流用等を伴う不適正な会計処理

①の不適正な会計処理を行ったうえで、予算では想定されておらず公費で購入するにはふさわしくない物品等を購入したり、私的な流用を行ったりした事例

### 事例③：国庫補助金の目的外支出

国庫補助金の事務費の対象外支出として不適当とされた事例

「預け」: 業者に架空取引を指示するなどして、契約された物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の会計書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させ、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

「一括払」: 支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

「差替」: 業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成すること等により需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

「翌年度納入」: 物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

「前年度納入」: 物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

## 2. 事例ごとの主な発生要因

(各都道府県の報告書等で公表している事項をとりまとめたもの)

事例	主な発生要因
事例①	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>予算の使い切り意識</b> 予算の使い切り意識が、国庫補助事業に対しては特に強く、地方公共団体において不用額を出すことを許さない風潮</li> <li>○ <b>必要な経費に予算措置されない予算編成上の取扱い</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品に比べ備品の予算措置が難しく、必要物品を預け等で購入</li> <li>・ 実績によるシーリングを意識し、不用額を避けるため預けを実行</li> <li>・ 謝礼や土産など交際費的な経費の捻出のため預けを活用</li> </ul> </li> <li>○ <b>法令遵守意識の欠如</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用品等の臨機応変な納品を優先するあまり、会計手続を無視</li> <li>・ 事務の省力化のため、会計手続を無視</li> <li>・ 業務上必要な物品の購入であれば、預け、差替え等は許容されるという思い込み</li> <li>・ 会計法規等の知識が乏しく、繰越等の必要な手続きがとれない。</li> </ul> </li> <li>○ <b>機能しない内部けん制機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約・検収・支払の各事務が同一所属(あるいは同一職員)で行われ、不適正な経理処理が見過ごされた。</li> <li>・ 出納機関における支出書類の審査は、執行機関が作成した検査調書により行われており、信ぴょう性まで確認していなかった。</li> <li>・ 出先機関では出納手続きがごく限られた一部の職員で行われている実態があり、内部けん制がさらに働いていない。</li> </ul> </li> <li>○ <b>不十分な物品管理体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各所属における在庫管理が不十分で、年度末発注が常態化</li> <li>・ 物品について、発注と納品の検品が同一職員で行われており、伝票の不適正な処理を指摘できない。</li> </ul> </li> <li>○ <b>監査委員による不十分な監査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員による監査でも不適正な処理を指摘できない。</li> </ul> </li> </ul>
事例②	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>公金取扱に関する意識の欠如</b></li> <li>○ <b>服務規律の緩み</b></li> </ul>
事例③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>不明確な補助対象経費</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助要綱上、補助対象経費が明確化されておらず、事業毎の補助要綱にもよるが、一般的には「補助事業の施行に直接必要な経費」と定められているのみ。</li> </ul> </li> <li>○ <b>対象となる経費の不十分な精査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象経費の是非の精査が不十分で、前例踏襲等により国庫補助事業に直接関係のない出張や賃金職員の配置に国庫補助金を充当</li> </ul> </li> </ul>

# 地方公共団体と株式会社の監査機関の比較

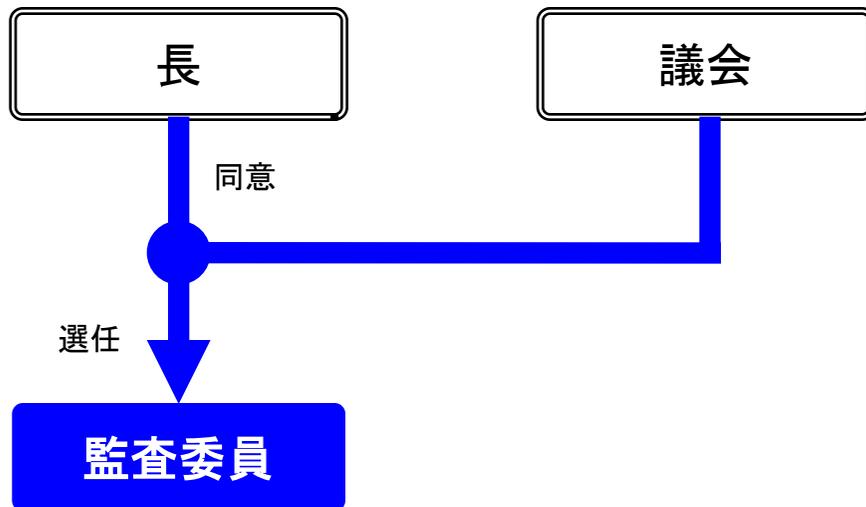
## 内部の監査機関の比較

- 本資料中、株式会社に係るものについては、「公開会社」、「大会社」で、かつ、会計参与を設置しないものを前提にしている。
- 本資料中、地方公共団体に係るものについては、都道府県であることを前提にしている。
- 本資料中、地方公共団体の監査委員による監査については、株式会社との比較のため、いわゆる財務監査・行政監査、決算審査のみを取りまとめている。
- 地方公共団体に係る法律上の根拠条文は、地方自治法のものである。
- 株式会社に係る法律上の根拠条文は、会社法のものである。

# 選任方法

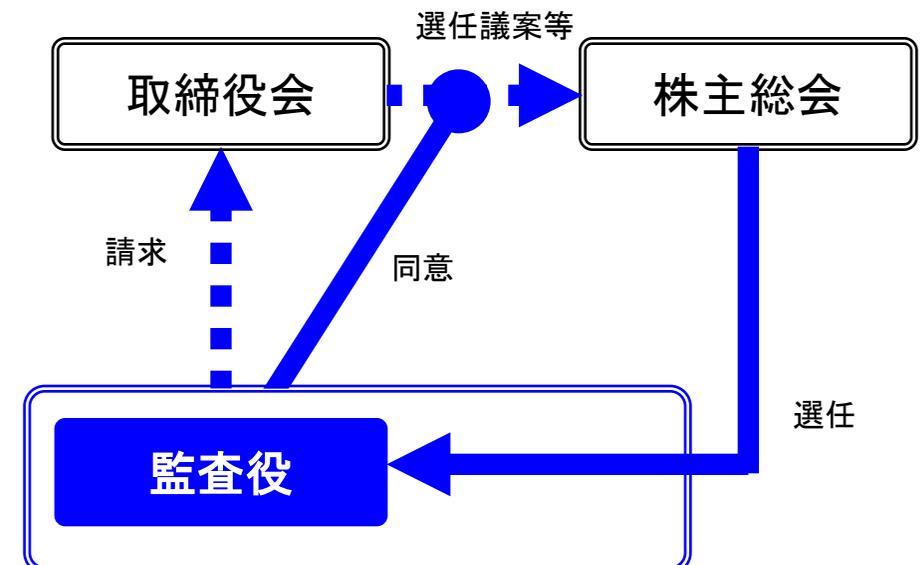
## 地方公共団体・監査委員

- 監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者・議員のうちから、議会の同意を得て長が選任。 ( § 196① )



## 株式会社・監査役会

- 監査役は、株主総会の決議をもって選任。 ( § 329① )
- 取締役が、監査役の選任議案を提出するときは監査役会の同意が必要。 ( § 343①③ )
- 監査役は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること、監査役の選任議案を株主総会に提出することについて請求が可能。 ( § 343②③ )

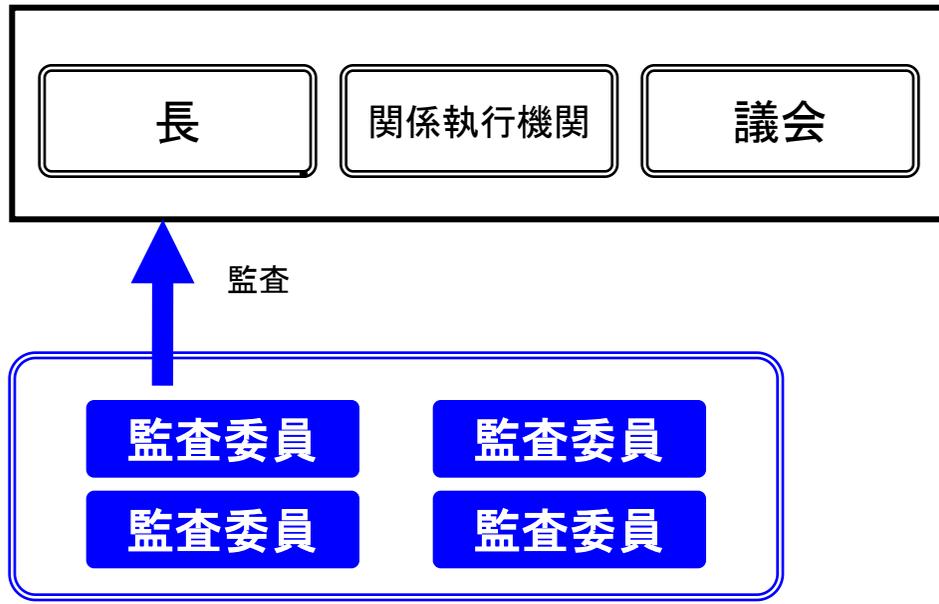


# 監査機関による監査等

## 地方公共団体・監査委員

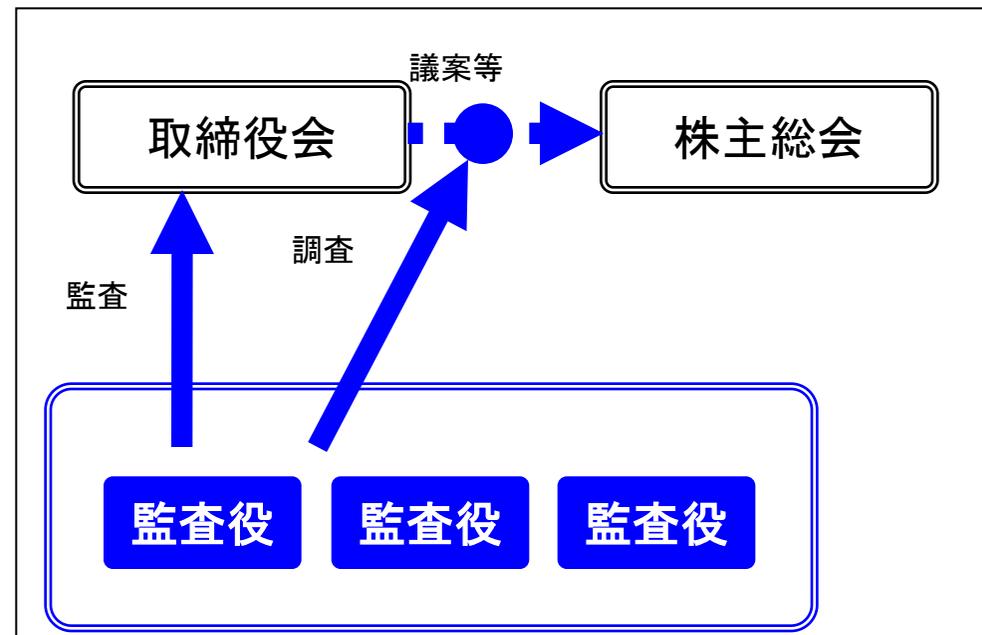
- 監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理について毎年1回・随時に監査。(§199①④⑤)
- 監査委員は、地方公共団体の事務<sup>\*</sup>の執行について随時に監査（いわゆる行政監査）。(§199②)

※ 労働委員会・収用委員会の権限に属する一部の事務を除く。



## 株式会社・監査役会

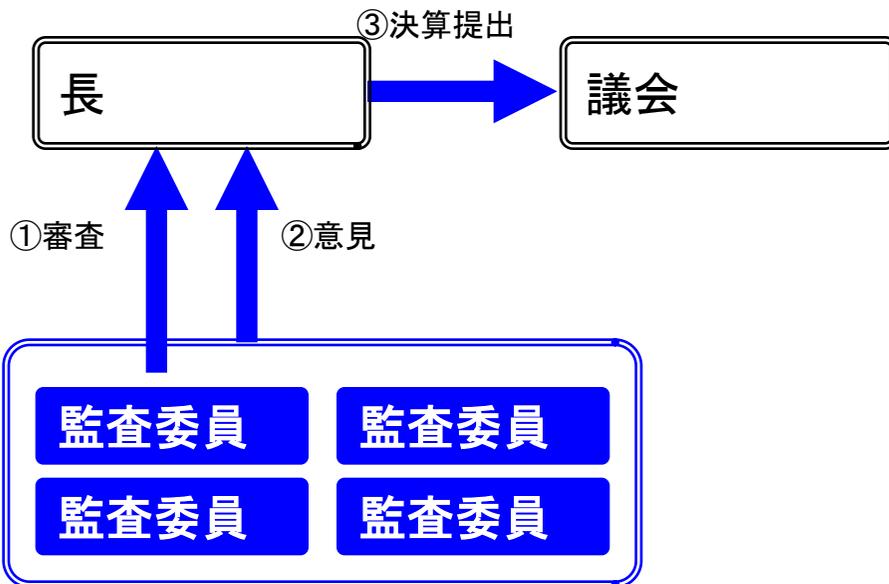
- 監査役は、取締役の職務の執行を監査。(§381①)
- 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案等を調査。(§384)



# 決算書類の審査等

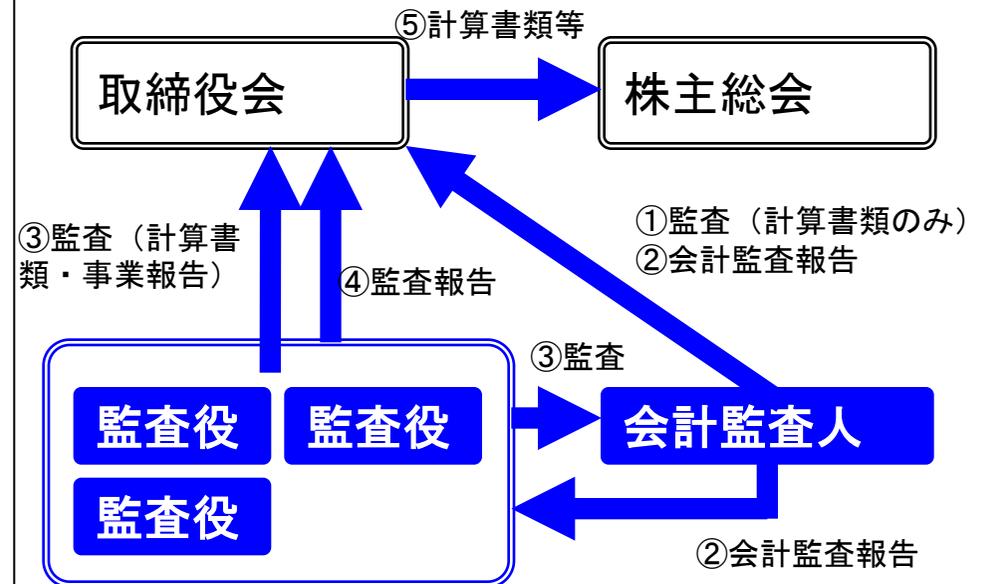
## 地方公共団体・監査委員

- 長は、会計管理者が調製した決算を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会へ提出し、議会が認定。（§ 233①～④）



## 株式会社・監査役会

- 各事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書等）を会計監査人が監査し、会計監査報告を監査役会・取締役会に提出。（§ 396①、§ 436②）
- 各事業年度の計算書類・事業報告と会計監査報告を監査役が監査し、監査報告を取締役に提出。取締役が定時株主総会へ計算書類等を提出し、計算書類について定時株主総会が承認。（§ 436①②、§ 437、§ 438）



# 損害賠償責任等

## 地方公共団体・監査委員

### <当該地方公共団体に対する損害>

- 故意又は過失によって権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任（民法 § 709）
- ※ 長が損害賠償請求をしない場合、その怠る行為について住民監査請求を行うことが可能

## 株式会社・監査役会

### <当該株式会社に対する損害>

- 監査役が、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任（§ 423）
- 監査役が、監査報告に記載等すべき事項を記載等せず、又は虚偽の記載等をしたときは、100万円以下の過料（§ 976七）
- 6箇月前から引き続き株式を有する株主は、株式会社に対し、書面等により、監査役の責任追及等の訴えの請求をすることが可能（§ 847①）
- ※ 株式会社が上記請求の日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することが可能（§ 847③）
- ※ この他、特別背任罪（§ 960）等の、取締役等と同様の刑罰も規定されている

# 地方公共団体と株式会社の監査機関の比較

## 外部の監査機関の比較

---

- 本資料中、株式会社に係るものについては、「公開会社」、「大会社」で、かつ、会計参与を設置しないものを前提にしている。
- 本資料中、地方公共団体に係るものについては、包括外部監査契約を締結しているもので、財政援助団体等監査を行えることを条例に定めていないものを前提にしている。
- 地方公共団体に係る法律上の根拠条文は、地方自治法のものである。
- 株式会社に係る法律上の根拠条文は、会社法のものである。

# 選任資格等

## 地方公共団体・外部監査人

### ○ 選任資格 ( § 252-28①② )

地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で次の資格を有するもの。

- ・ 弁護士 ( 弁護士となる資格を有する者を含む。 )
- ・ 公認会計士 ( 公認会計士となる資格を有する者を含む。 )
- ・ 国の行政機関において会計検査に関する行政実務に従事した者
- ・ 地方公共団体において監査・財務に関する行政実務に従事した者であって、監査に関する実務に精通している者
- ・ 税理士 ( 税理士となる資格を有する者を含む。 ) ( ※外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときに限る。 )

### ○ 契約期間 ( § 252-36③ )

1年 ( 連続して3回まで )

## 株式会社・会計監査人

### ○ 選任資格 ( § 337① )

- ・ 公認会計士
- ・ 監査法人

### ○ 任期 ( § 338①② )

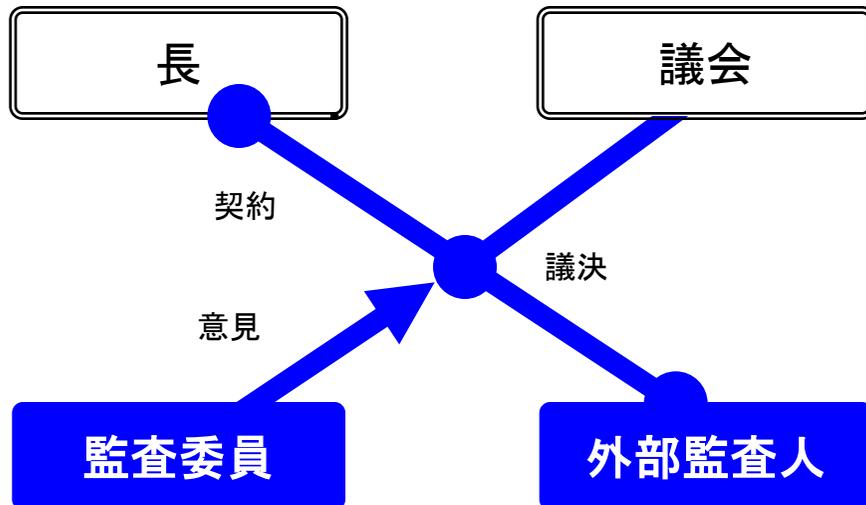
選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの間

※ 上記定時株主総会において別段の決議がされなかったときは再任。

# 選任方法

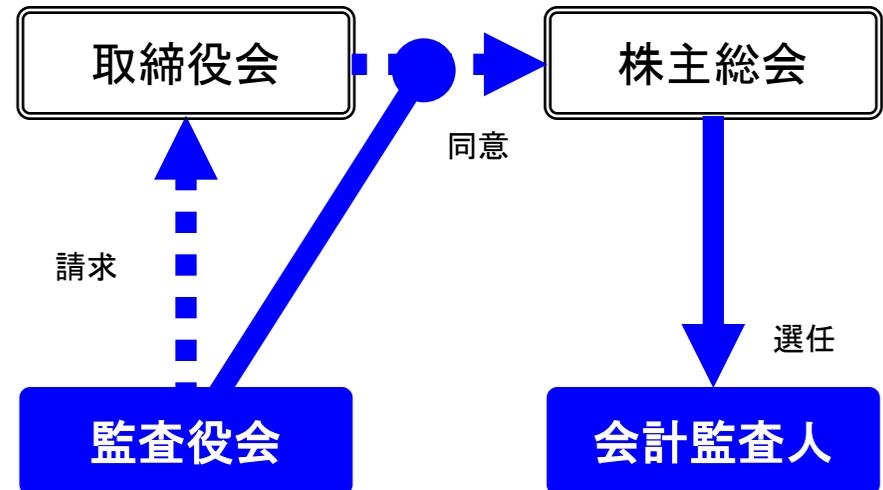
## 地方公共団体・外部監査人

- 長が、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経て、長が外部監査契約を一の者と締結。（§ 252-36①）



## 株式会社・会計監査人

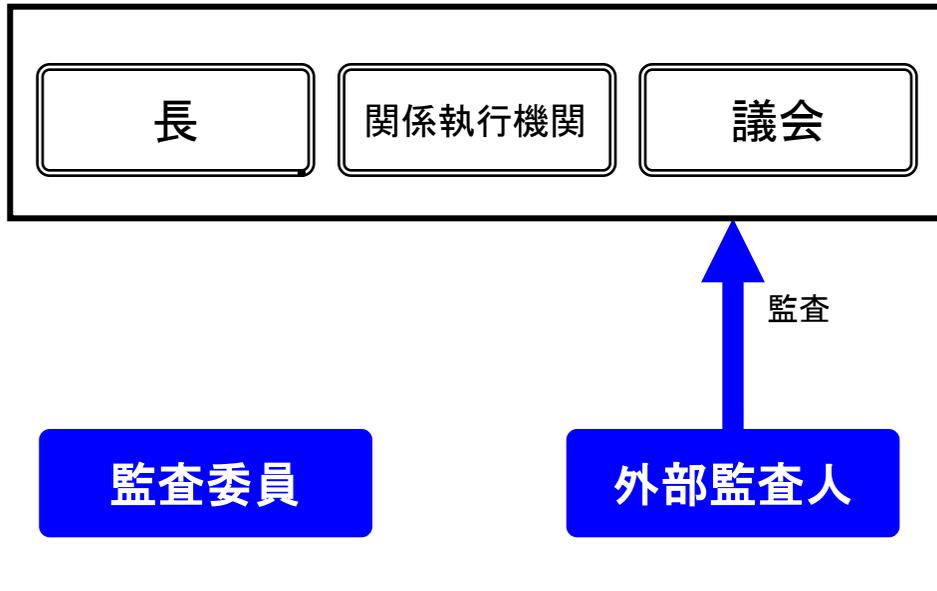
- 株主総会の決議によって選任。（§ 329①）
- 取締役が、会計監査人の選任議案を提出するときは監査役会の同意が必要。（§ 344①③）
- 監査役は、取締役に対し、会計監査人の選任を株主総会の目的とすること、会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを請求することが可能。（§ 344②③）



# 外部の監査機関による監査等

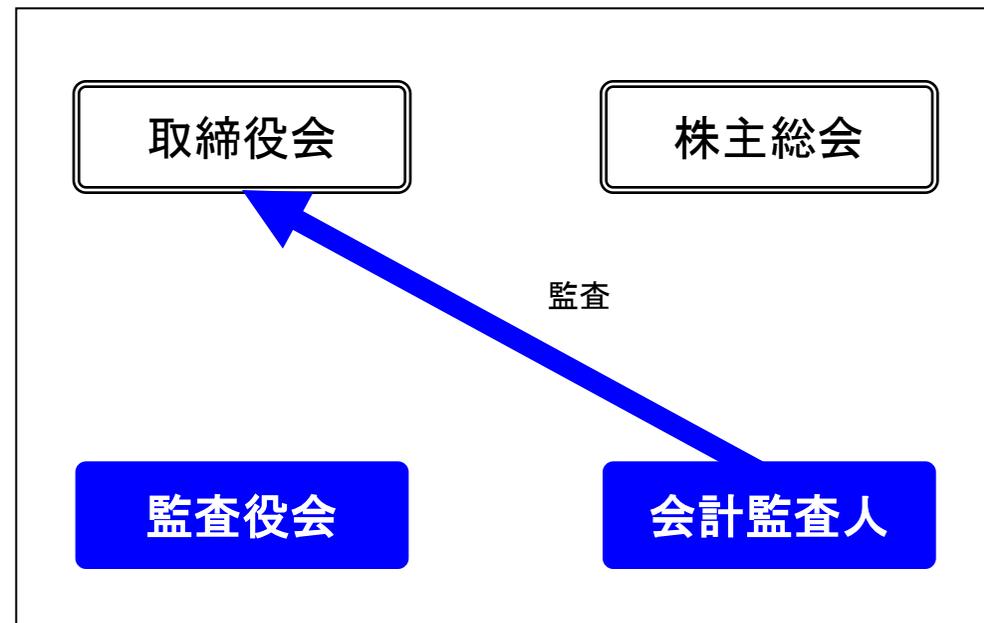
## 地方公共団体・外部監査人

- 地方公共団体の財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理のうち、契約期間内に少なくとも1回以上、特定の事件について監査。  
(§ 252-37①)



## 株式会社・会計監査人

- 会計監査人は、各事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書等）を監査。（§ 396①、§ 436②）



# 「内部統制報告書」の作成・提出等

(※ 金融商品取引法の場合)

## ◎ 「内部統制報告書」の作成・提出

- 経営者は、事業年度ごとに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を、「内部統制報告書」として作成し、有価証券報告書とあわせて、内閣総理大臣あて(実際には、所轄の財務局)に提出

## ◎ 「内部統制監査報告書」による意見表明

- 監査人は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、「内部統制監査報告書」によって意見を表明

(内部統制報告書の様式)

第一号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【縦覧に供する場所】

内部統制報告書

金融商品取引法第24条の4の4第\_\_項

\_\_\_財務(支)局長

平成 年 月 日

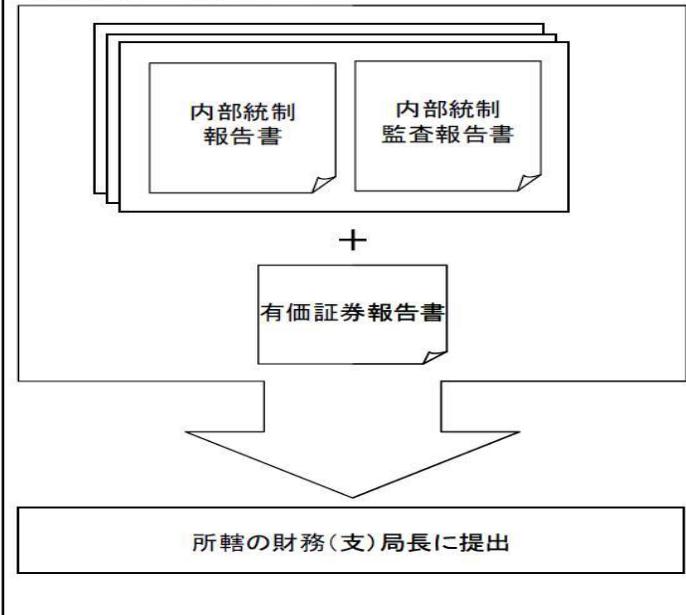
名称

\_(所在地)\_

- 1 【財務報告に係る内部統制の基本的な枠組みに関する事項】
- 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】
- 3 【評価結果に関する事項】
- 4 【付記事項】
- 5 【特記事項】

(内部統制報告書提出の流れ)

経営者が作成した内部統制報告書は、監査法人の内部統制監査を受け、内部統制監査報告書を添付し、有価証券報告書とともに、所轄の財務(支)局長に提出される。



# 「会社法」と「金融商品取引法」との比較

## 会社法の対象範囲

(平成18年5月施行)

### 主たる目的

- 会社法では、「法令等の遵守（コンプライアンス）」を最も重視している。
- ただし、「業務の効率性」の確保も考慮することが求められていると考えられる。

### 対象企業

- 大会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であるか、同表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であることが要件）等

### 対象企業の対応

会社法では、いわゆる「内部統制システム」(※)の構築に関する基本方針の決定を義務付けている。

※ いわゆる「内部統制システム」とは、取締役の職務の執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制を指す。

※ 判例では、取締役に善管注意義務としてリスク管理体制、すなわち内部統制を整備する義務があるとしている。

ただし、会社法では、具体的にどのような「内部統制システム」を整備していくかは明文化されておらず、経営者の裁量による「経営判断」の問題と考えられている。

## 金融商品取引法の対象範囲

(平成19年9月施行。ただし、内部統制報告制度に関する規定は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用)

### 主たる目的

- 金融商品取引法では、COSOフレームワーク(※)の中でも、特に「財務報告の信頼性」に焦点を当てている。 ※米国トレッドウェイ委員会組織委員会報告書において提唱された内部統制の枠組み

### 対象企業

- 上場企業、連結子会社、持分法適用会社
- ※ “アウトソーサー” も内部統制構築・整備の対象とされている。

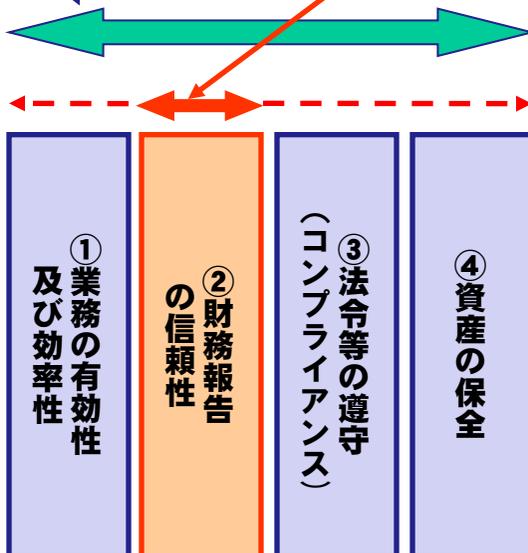
### 対象企業の対応

金融商品取引法では、経営者(代表取締役、代表執行役などの執行機関の代表者)による財務報告に係る内部統制の評価と公認会計士等による監査を義務付けている。

その他、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価の基準・公認会計士等による検証の基準については、平成19年2月に企業会計審議会の意見書(※)が公表されている。

※「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」

### 内部統制の4つの目的

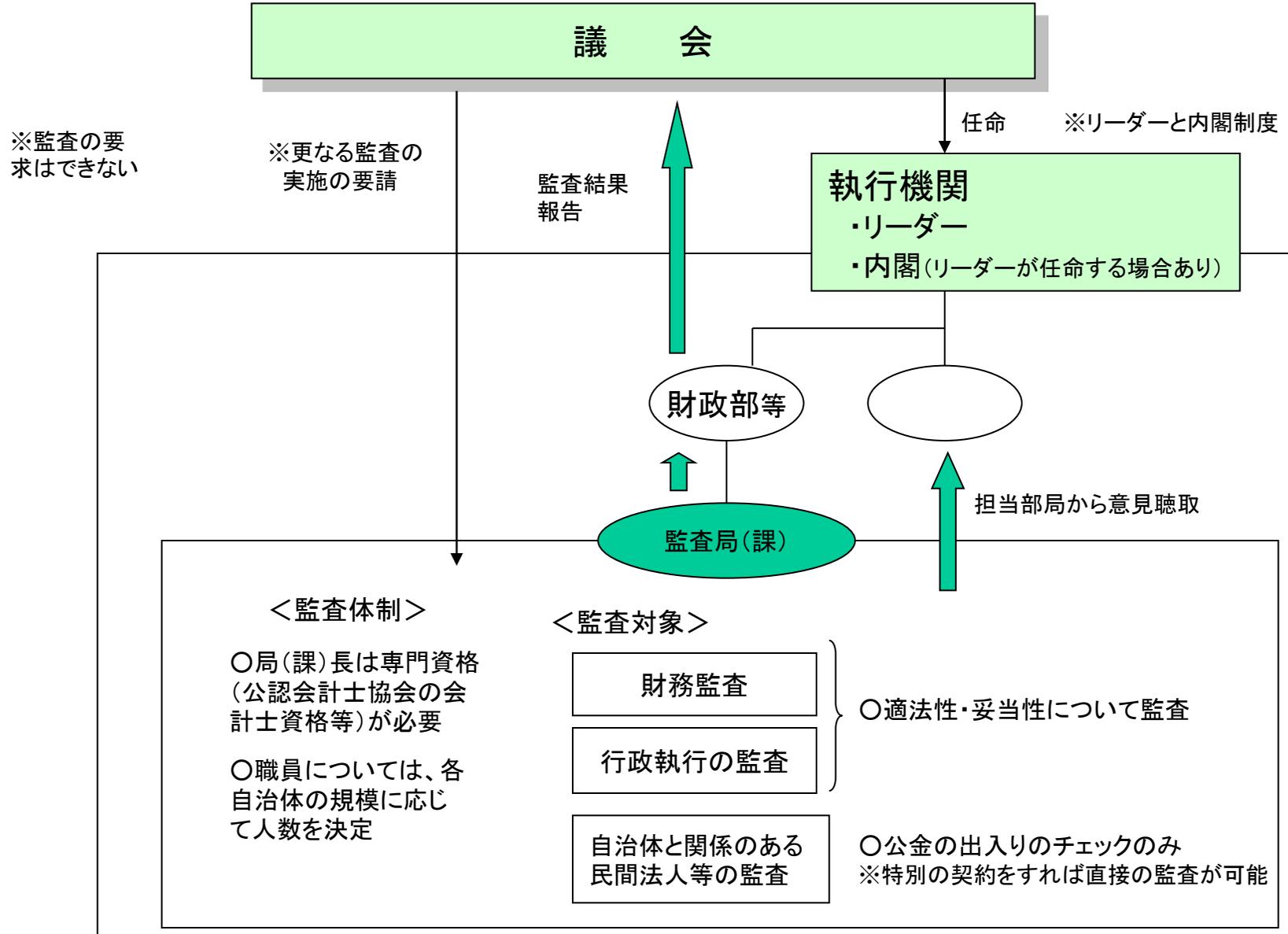


### 統制レベルの差異について

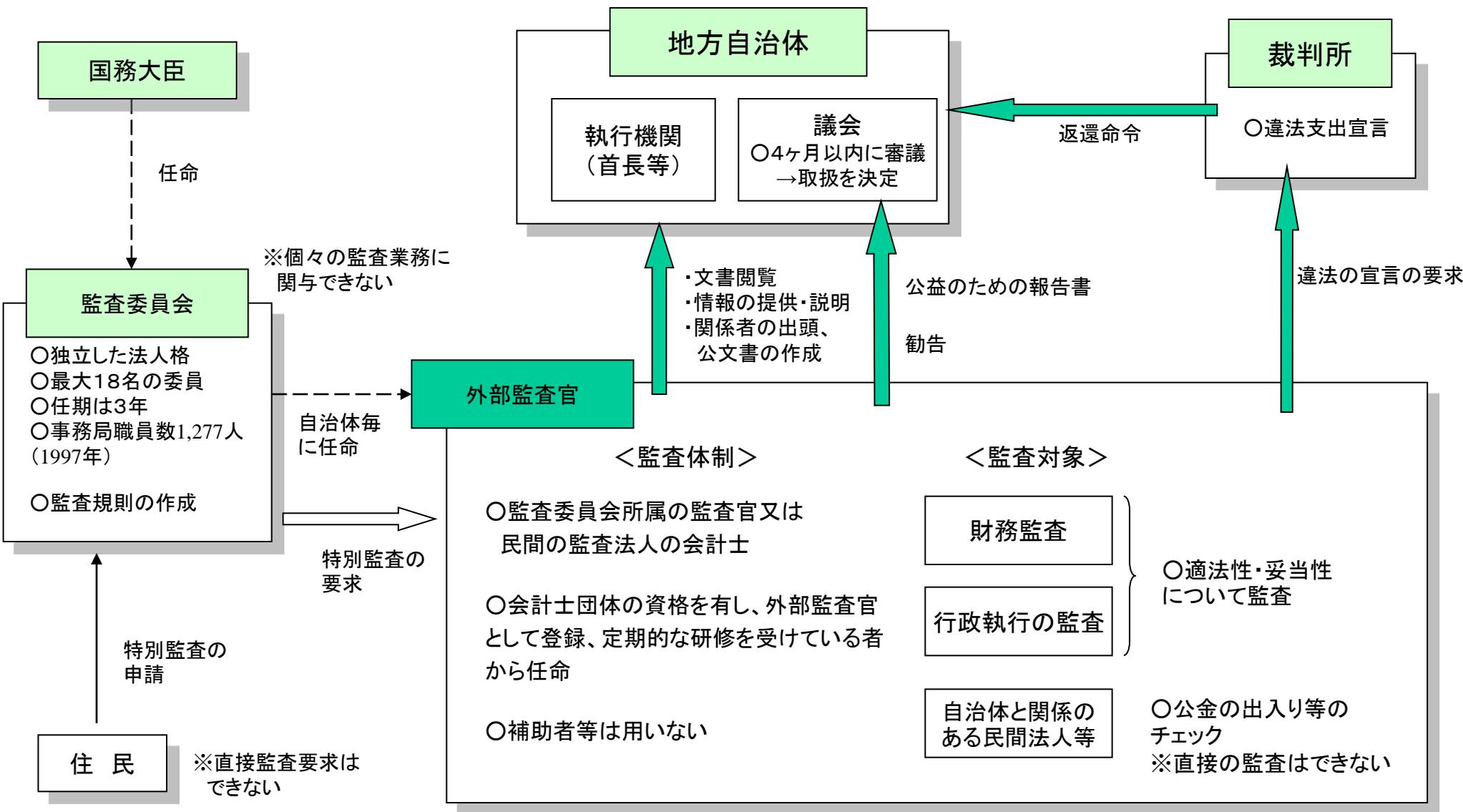
- 金融商品取引法では、「経営者による『確認書』の提出」及び「公認会計士等による内部統制監査」が求められており、また、違反に対する刑事罰も定められている。
- そのため、実質的には金融商品取引法の方が会社法より統制レベルが高いものになると考えられる。

# イギリス（イングランド）の地方自治体の内部監査制度

- 国
- 上位地方団体
- 住民



# イギリス（イングランド）の地方自治体の外部監査制度



# フランスの地方自治体の内部監査制度

国

経済・大蔵省

大臣

公会計局

財務局本部 (デパルتمانレベル)

財政部長

地方監察官

監査の内部評価

公的機関・公的  
資金を得て活動  
している団体の  
外部監査

財務局 (カントンレベル)

公会計官

・財務官  
・検査官  
・徴収官

※資格必要

○国家公務員  
※会計に異常  
→個人的弁償責任

②適法性の監査  
(事前監査)

①支払い・収入命令

③命令に違法性  
→支払い・入金拒否

④執行命令

地方自治体

議会

議会議長

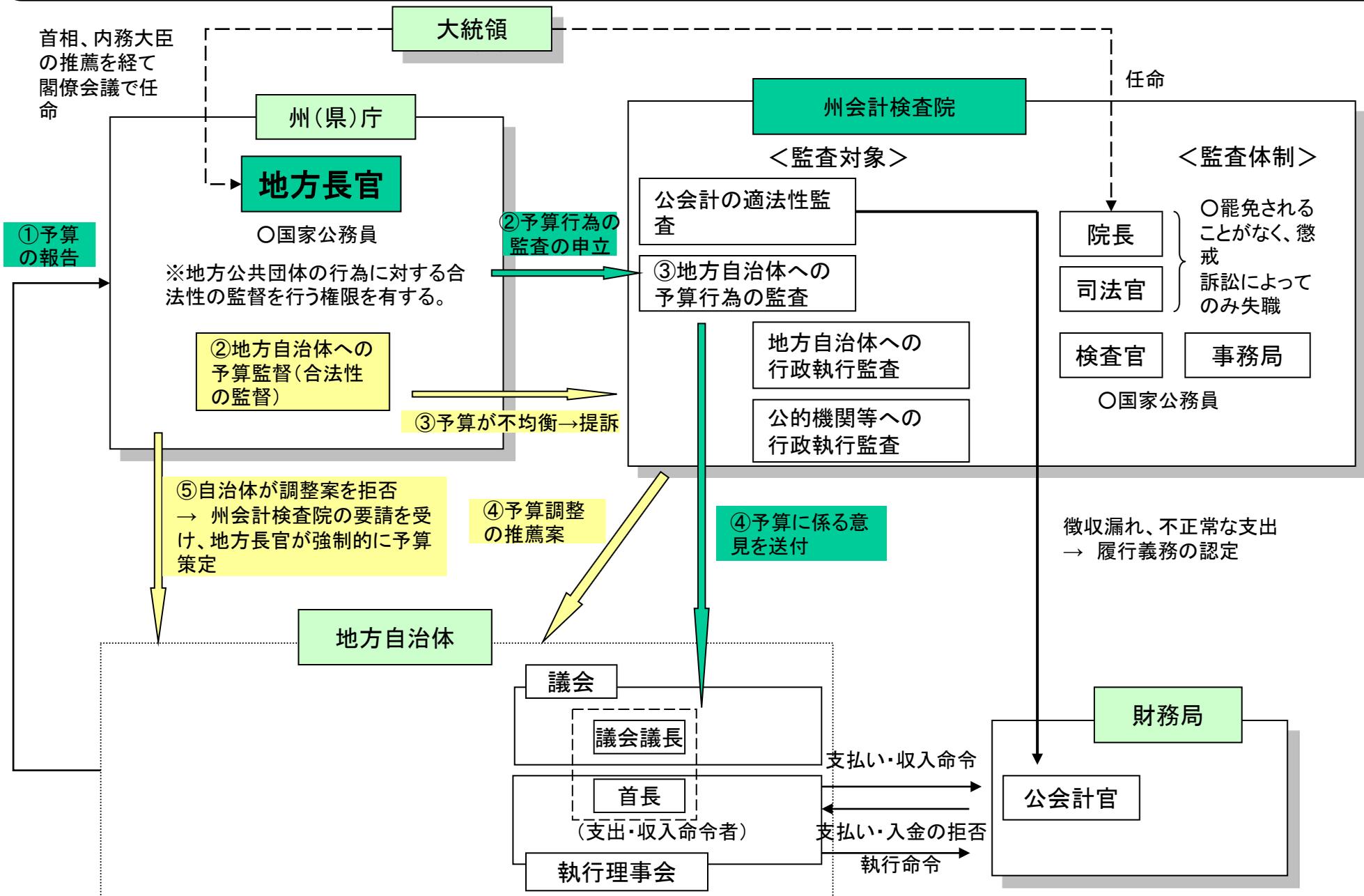
首長

(支出・収入命令者)

※執行命令を出した場合、  
個人的弁償責任を公会計  
士に代わって負う。

執行理事会

# フランスの地方自治体の外部監査制度



参考: クレア・パリ調べ、自治体国際化協会「フランスの地方自治」(2002.1)等を基に作成